

マンション管理適正化法の改正に伴う マンション管理適正化推進計画の策定と管理計画認定制度の実施について

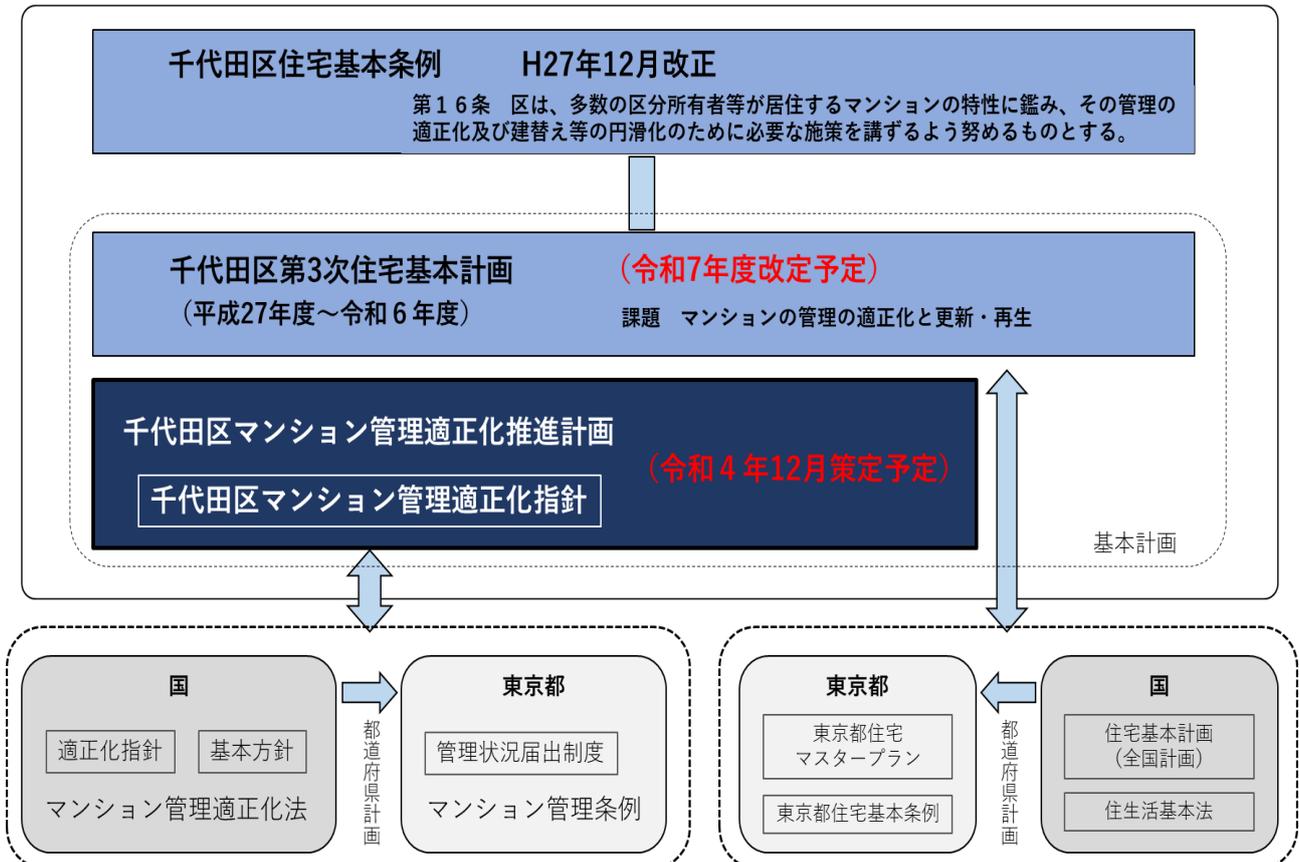
1. マンション管理適正化推進計画策定の目的と根拠

地方自治体の役割の強化により、マンション管理の適正化推進を図ることを目的の一つとして、令和2年6月に「マンションの管理の適正化の推進に関する法律（以下「マンション管理適正化法」という。）が改正されました。

法改正により国は「マンションの管理の適正化の推進を図るための基本的な方針」（以下「基本方針」という。）を定めたため、千代田区においてもマンション管理の適正化推進を図るための施策や指針等を定める「千代田区マンション管理適正化推進計画」を策定します。本計画策定により、次項の「マンション管理計画認定制度」の実施が可能になります。

計画は基本方針に基づく項目及び内容としますが、千代田区第3次住宅基本計画（以下「住宅基本計画」という。）で「マンションの管理の適正化と更新・再生」を課題および推進施策としていることから、住宅基本計画の改定に併せ、都心居住や地域特性を鑑み、その管理の適正化に必要な施策について、さらに総合的な検討を行い、本計画を住宅基本計画の中に盛り込んでいくものとします。

千代田区マンション管理適正化推進計画の位置づけ



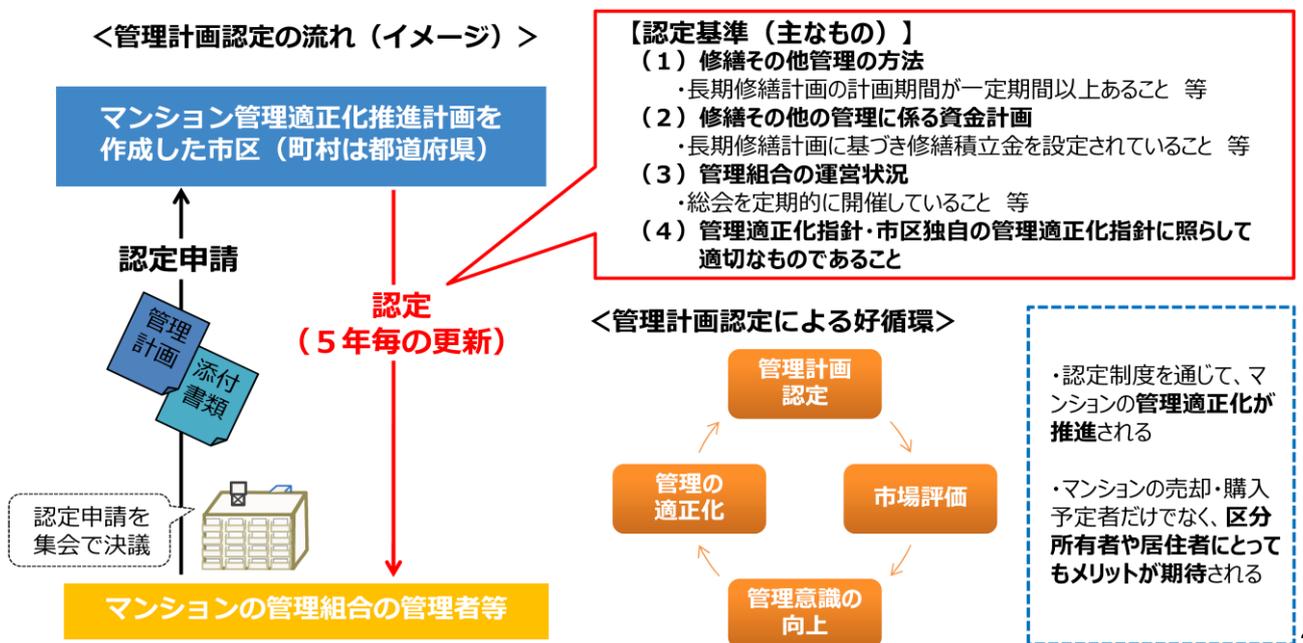
2. マンション管理計画認定制度の実施

マンション管理適正化第5条の3及び法第5条の4の規定に基づき、千代田区マンション管理適正化推進計画及び指針により、マンションの管理計画認定制度を実施します。

管理計画認定制度は、マンションの管理組合が作成したマンションにおける管理計画を区に提出し、一定の基準を満たす場合、認定を受けることが可能となる制度です。

なお、認定はマンション管理適正化法に基づき、5年ごとに更新が必要となっています。

また、マンション管理適正化法第5条の12の規定に基づき、管理計画認定事務支援法人を指定することができます。区は、管理計画認定事務支援法人を指定することで、分譲マンションの管理の適正化を推進していきます。



（出典：国土交通省）

3. 予定

令和5年 4月1日 管理計画認定制度施行、認定事務支援法人の指定